

# 札幌市集団資源回収ボックス設置費助成要綱

平成23年3月31日 環境局長決裁  
(最近改正 令和8年4月1日)

## (目的)

第1条 この要綱は、資源リサイクルの促進を図ることを目的として、予算の範囲内において、市民持込み型の常設の資源回収の拠点（集団資源回収ボックス）を設置する者に対し、費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 集団資源回収ボックス 資源物（古紙類等）を収納するために用いる物置型の保管庫で、次表に定める形状を有する耐久性のあるもの。

形状	形状説明	具体例
物置型	開口部付きの開放部の無い物置等に類する形状のもので、資源物を収納する際に、内部への進入を要するもの。	収納庫(トランクルーム)、物置等

(2) 古紙類 新聞、雑誌、ダンボールをいう。

## (助成対象)

第3条 この要綱において助成を受けることができる者は、次の各号に定めるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地域住民が共用で使用する目的で集団資源回収ボックスを設置し、管理しようとする団体等であること。

(2) 設置する集団資源回収ボックスによる資源物回収を5年以上継続して実施する見込みがあること。

(3) 団体等の構成員以外の札幌市民からの資源物（古紙類）を受け入れること。

(4) 設置者が使用権限を有する土地で、地域住民以外の札幌市民が気軽に利用することができる場所及び交差点、横断歩道付近等の道路交通法に抵触せず資源回収業者が安全に収集作業を行うことができる場所に設置する集団資源回収ボックスであること。

(5) 設置する集団資源回収ボックスを適切に管理し、かつ土曜日及び日曜日にも利用可能とする管理体制を取ること。

(6) 助成の決定を受けてから集団資源回収ボックスを購入及び設置すること。

(7) 設置する集団資源回収ボックスは、集団資源回収ボックスのロゴ、使用方法、管理者の連絡先等のステッカーを容易に貼付できる凹凸の少ない形状とし、札幌市がこれらのステッカーを貼付することを認めること。

(8) 設置状況調査又は報告に応じること。

(9) 設置及び管理にあたり、法、政令、省令その他の関係法令を遵守すること。

2 前項の規定に関わらず、規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者に該当する者は交付対象者としなない。

3 前2項の要件及び基準を満たし、集団資源回収ボックスを新たに設置する者又は既設の集団資源回収ボックスを更新する者は、第4条第1項の規定により、1箇所の設置に限り助成を受けることができる。ただし、老朽化等により既設の集団資源回収ボックスを撤去した後再び設置する者は、既設の集団資源回収ボックスを更新する者

とみなす。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、集団資源回収ボックスを新たに設置する者にあつては、設置に要する費用（消費税等を含まない本体価格）の4分の3に相当する額とし、150,000円を限度とする。また、既設の集団資源回収ボックスを更新する者にあつては、設置に要する費用（消費税等を含まない本体価格）の2分の1に相当する額とし、100,000円を限度とする。ただし、ステッカーの貼付は札幌市が行う。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成の公募)

第5条 市長は、規則第4条の規定に基づき、募集ごとに同条に規定する事項及び書類のうち市長が必要と認めるもの並びに応募方法等を定めて、助成の交付を希望する者（以下「助成希望者」という。）を公募するものとする。

2 助成希望者は、前項の公募に基づき、助成金の交付の申込みを行うものとする。

(交付申請及び交付決定通知)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、集団資源回収ボックス設置費助成金交付申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

(1) 設置に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し

(2) 集団資源回収ボックス設置同意書（様式2）

(3) 付近見取り図

(4) 配置図

(5) 詳細図（集団資源回収ボックス形状図）

2 市長は、前項の申請内容を審査のうえ助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、集団資源回収ボックス設置費助成金交付決定通知書（様式3。以下「交付決定通知書」という。）を発行するものとする。

3 前項の審査の結果により交付することが不相当と認めた時は、市長は直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の変更交付申請等)

第7条 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置を中止し、又は取りやめるときは、集団資源回収ボックス設置中止届出書（様式4）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置の内容を変更しようとするときは、集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付申請書（様式5）に変更後の内容に改訂した前条第1項の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に基づく変更の申請があつたときは、これを審査し、必要に応じて助成金を変更し、集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付決定通知書（様式6）により通知するものとする。

(設置報告及び助成金交付請求)

第8条 第6条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（前条第1項の届出を行った者を除き、集団資源回収ボックス設置の内容に変更がある場合にあつては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた者に限る。以下「助成決定者」という。）が、助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置をしたときは、速やかに集団資源回収ボックス設置報告兼助成金交付請求書（様式7）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象の集団資源回収ボックス設置に関する状況を示す写真
- (2) 助成対象の集団資源回収ボックス設置に要する経費、仕様等が確認できる書類（領収証等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める助成金の交付請求は、第5条に規定する助成金交付決定通知を受けた日（第6条第1項の届出を行った場合を除き、集団資源回収ボックス設置の内容に変更がある場合にあつては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた日に限る。）の属する札幌市における会計年度の末日までに行わなければならない。（交付）

第9条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、助成決定者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。  
（助成金交付の条件）

第10条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成金受領者」という。）は、助成対象の集団資源回収ボックスを、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 助成金受領者は、助成金交付後においても第3条第1項に定める基準を満たしていなければならない。ただし、集団資源回収ボックスを設置後、やむを得ない事情があると認められる場合は、市長の承認を受けて、土曜日及び日曜日の利用を中止することができる。

3 市長は、助成金受領者が第1項の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることができる。  
（助成金の決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。  
（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成金交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、規則第14条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る助成金等の額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 第1項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項本文の規定の適用については、請求を受けた額に相当する補助金等は最後の受領の日を受領したものとし、当該請求を受けた額がその日に受領した補助金等の額を超えるときは、当該請求を受けた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において補助金等を受領したも

のとする。

5 第3項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助者等の納付した金額は、第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。

6 補助事業者は、第1項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限(以下「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(事業の継続義務)

第13条 助成金受領者は、本要綱に基づき設置した集団資源回収ボックスによる資源物回収を、集団資源回収ボックスを設置した月の初日から起算して5年以上継続しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 市長は、助成金受領者が前項の規定に反し、5年を経過する前に集団資源回収ボックスによる資源物回収を廃止したときは、廃止した月の初日から5年に満たない期間に応じて、助成金の返還を求めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月 日から施行する。

(様式1)

集団資源回収ボックス設置費助成金交付申請書（新規・更新）

年	月	日
---	---	---

(あて先) 札幌市長

申請者	所属		申請に来た方の 連絡先 (申請者と異なる場合に記入)
	住所	〒□□□-□□□□ 区	
	氏名	(肩書) _____ 印	氏名
	電話	—	電話

集団資源回収ボックス設置費助成要綱第5条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。また、札幌市集団資源回収ボックス設置費助成要綱第3条第1項第7号の規定によるステッカーの貼付について同意します。

1 集団資源回収ボックス設置予定地

	住所	区
土地所有者	氏名	
	住所	
	連絡先	( ) —

2 交付申請金額

					0	0	0	円
--	--	--	--	--	---	---	---	---

- 3 設置完了予定日 年 月 日  
4 利用可能日 月 日 ~ 月 日  
5 利用可能時間 午前 時 分 ~ 午後 時 分  
6 添付書類

- (1) 設置に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 集団資源回収ボックス設置同意書（様式2）
- (3) 付近見取り図
- (4) 配置図
- (5) 詳細図（集団資源回収ボックス形状図）

(裏面に続く)

7 誓約・同意事項の確認（確認必須。□にレをつけてください。）

以下の内容を承知の上で申請し、事実と相違ないことを誓約します。

- 私たちの団体は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。）第2条第1号に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有する団体に該当しません。
- 集団資源回収ボックス設置費助成金事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反はありません。
- 虚偽や不正、要綱違反があった場合は助成金を返還します。

(様式2)

## 集団資源回収ボックス設置同意書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(土地所有者)

住 所

氏 名

印

集団資源回収ボックス設置費助成制度において、以下の申込者が対象集団資源回収ボックスの設置を予定している土地は、私の所有に係るものであるため、申込者に対し、善良な管理義務を課すことを条件に、集団資源回収ボックスの設置に同意します。

記

設置予定場所	
申込者の氏名	
申込者の住所	
申込者との関係	
備 考	

- ※ 土地所有者が複数の場合は、用紙を変えて提出してください。
- ※ 賃貸借契約が締結されている場合は、契約書の写しを添付してください。
- ※ 札幌市の市有地である場合は、土地の所管部局が発行する目的外使用許可証の写しを本様式に代えて提出してください。

(様式3)

## 集団資源回収ボックス設置費助成金交付決定通知書

年 月 日

所属	
住所	〒□□□□-□□□□ 区
氏名	様

札幌市長

集団資源回収ボックス設置費助成要綱第6条第2項の規定により、助成金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

				0	0	0
--	--	--	--	---	---	---

 円

2 資源回収ボックス設置予定地

住 所	区
-----	---

3 交付決定番号

--	--

(様式4)

## 集団資源回収ボックス設置中止届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(届出者)  
所 属  
住 所  
氏 名

印

年 月 日付けで下記のとおり集団資源回収ボックス設置費助成金の交付決定通知のありました対象集団資源回収ボックスの設置について、計画を中止したので、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、届出ます。

### 記

1 交付決定額 

				0		0		0
--	--	--	--	---	--	---	--	---

 円

2 集団資源回収ボックス設置予定地

住 所	区
-----	---

3 交付決定番号 

--	--

4 計画中止の理由

(様式5)

## 集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(届出者)  
所 属  
住 所  
氏 名

印

年 月 日付けで下記のとおり集団資源回収ボックス設置費助成金の交付決定通知のありました対象集団資源回収ボックスの設置について、計画を変更したいので、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第7条第2項の規定により、届出ます。

### 記

1 交付決定番号

2 計画変更の内容

	変更前	変更後
対象集団資源回収ボックスに係る仕様等の変更		
対象集団資源回収ボックスの設置に係る経費		
交付申請金額		
設置完了予定日	年 月 日	年 月 日

添付書類 変更後の内容に改訂した次の各号に定める書類

- (1) 設置経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 集団資源回収ボックス設置同意書(様式2)
- (3) 付近見取り図
- (4) 配置図
- (5) 詳細図(集団資源回収ボックス形状図)

3 変更理由

(様式6)

## 集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付決定通知書

年 月 日

所属	
住所	〒□□□-□□□□ 区
氏名	様

札幌市長

集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第7条第3項の規定により、助成金の変更交付を決定したので通知します。

### 1 交付決定額

変更前	変更後																		
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>0</td><td> </td><td>0</td><td> </td><td>0</td></tr></table> 円					0		0		0	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>0</td><td> </td><td>0</td><td> </td><td>0</td></tr></table> 円					0		0		0
				0		0		0											
				0		0		0											

### 2 集団資源回収ボックス設置予定地

変更前	変更後

### 3 交付決定番号

--	--

(様式7)

## 集団資源回収ボックス設置報告兼助成金交付請求書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

所 属  
住 所  
氏 名

印

年 月 日付けで交付決定通知のありました助成対象の集団資源回収ボックス設置が完了したので、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり設置報告及び助成金の交付を請求します。

### 記

1 交付決定番号

--	--	--

2 設置完了年月日

年 月 日

3 助成金交付請求額

				0	0	0
--	--	--	--	---	---	---

 円

4 振込先

金融機関名	銀行・信金 農協・組合			本 店			口座種別			普通・当座		
口 座	店番号			口座番号								
フリガナ												

5 添付書類

- 集団資源回収ボックス設置状況写真
- 工事・購入契約書の写
- 領収書の写